

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 23 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01357

研究課題名（和文）親密圏事案における刑事的介入と多機関連携のあり方

研究課題名（英文）Multi-Agency Approach to Cases in the Intimate Sphere in Criminal Justice

研究代表者

増井 敦（MASUI, Atsushi）

京都産業大学・法学部・准教授

研究者番号：10411018

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：児童虐待を対象に、日米仏の児童相談所・警察・検察の調査・分析・提言を行った。

（1）多機関連携に関して、資源の効率的配置の観点から、MDT（多職種専門家チーム）による初期対応体制の構築、機関間の情報共有のため個人情報保護法制の一元化、問題解決型の刑事司法トラックの設計が必要である。（2）警察・検察の刑事的介入においては、訴追裁量指針、加害者に対する退去命令手続等を整備する必要がある。（3）適正な刑事的介入と被害児の負担軽減を図るため、日本の司法制度に即した司法面接ガイドラインとプロトコルの策定、有罪立証のために被害日時特定を要求しないこと、司法面接結果の実質証拠化が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

児童虐待事案の特殊性に着目し、子どもの最善の利益の観点から、刑事司法分野において従来注目されてこなかった多機関の連携、警察・検察段階での刑事的介入のあり方に検討を加えた点に学術的意味がある。また、実務家との共同研究体制のもと、児童虐待対応の最前線の実態調査に基づき、多機関連携における構造的課題の核心を明確にしたうえで、理論的な分析を加え、課題解決へ向けた具体的な指針を提言として示した点では、学術的意義に加え社会的意義も大きい。既に、本研究の成果とも呼応するかたちでこの分野における実務上の新たなプロジェクトが活発化しており、今後の社会実装へ向けた貢献も期待できる。

研究成果の概要（英文）：we surveyed, analyzed, child guidance centers, police, and prosecutors in Japan, the U.S., and France, and made recommendations.

(1) About multi-agency collaboration, from the perspective of efficient deployment of resources, it is necessary to establish an initial response system with MDTs, centralize personal information protection legislation for information sharing among agencies, and design a problem-solving criminal justice track. (2) In criminal intervention by the police and prosecutors, it is necessary to develop discretionary guidelines for prosecution and procedures for ordering perpetrators to leave home. (3) In order to ensure appropriate criminal intervention and reduce the burden on victims, it is necessary to establish guidelines and protocols for forensic interviews in line with the Japanese judicial system, not require the identification of the date and time of the victimization to prove guilt, and make the results of forensic interviews substantive evidence.

研究分野：刑事法学

キーワード：児童虐待 児童相談所 検察 警察 多機関連携 子どもの最善の利益 司法面接 被害者の負担軽減

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、共犯論を中心に刑法の基礎理論・解釈論の研究に従事してきた者であるが、当初より、伝統的な犯罪論・刑事司法制度によっては適切に対応できない犯罪類型があるのではないかとの問題意識を出発点として研究を進めてきた。その一つの類型として、児童虐待・DVを中心とする親密圏犯罪の予防・解決に関心をもち、研究分担者の田村正博(社会安全政策・警察行政法)、稲谷龍彦(刑事学・刑事訴訟法・刑法)らと共に、これまでほとんど研究対象とされてこなかった警察・検察による刑事的介入の判断過程の実態を解明する調査・研究を始めた。その中で、親密圏事案について、警察が刑事的介入の方針を積極的に大きく転換し、立件判断の考え方がこの数年で劇的に変化していることや、一部の検察において児童虐待の解決のために訴追裁量を柔軟に活用して多機関連携を促進する取り組みが試みられていることを知り、刑事裁判前の段階、すなわち、警察・検察が犯罪的事態に刑事的に介入するか否かを判断する段階においても、刑罰権行使に関する重要な判断が行われていることを強く意識させられるとともに、刑事法学の観点から検討すべきと思われる幾つかの実践的課題に気付かされた。そこで、上記の実態調査を継続しつつ、その実態をふまえ、日本においても、警察・検察による捜査着手・立件・起訴等の刑事的介入に関する判断の是非について、刑事裁判と同様、刑事法研究者らによる批判的吟味の対象とされるべきではないか、諸外国の例を参照しつつ、問題解決のために最適な刑事的介入と多機関連携の新たなあり方を探求する必要があるのではないかと考え、本研究の計画に至ったものである。

## 2. 研究の目的

親密圏事案の解決には、多機関が連携して事案を早期発見し最適な対応を行うことが要請される。そこで本研究は、これまで十分に解明されてこなかった警察・検察段階を中心に、刑事的介入の実態に関する調査をふまえて、親密圏事案解決のために最適といえる刑事的介入と多機関連携のあり方を探求することを目的とした。

## 3. 研究の方法

### (1) 親密圏事案における多機関連携の要請と刑事司法の役割の見直し

刑罰によらない予防・解決を含む包括的な解決を目指して刑事司法の役割を見直す日米仏の基礎理論研究に関する文献調査と日米仏で実践されている多機関連携と代替的刑事司法の調査に基づき、原理間の序列を整理し、連携における指針・基本的な考え方を示すことにより、日本の多機関連携が現在直面している実践的課題の解決に資する提言を行う。

### (2) 親密圏事案への警察・検察の刑事的介入のあり方の研究

日米仏の警察の刑事的介入の実態調査と被害者本人の自律・最善の利益に関する基礎理論研究に基づき、「個人保護型」介入においては被害者本人の最善の利益・福祉を重視すべきとの立場から、警察はどのような場合に刑事的介入をすべき/すべきでないかについて検討し、捜査の現場が介入判断に困難を覚えているケースにおいて、適切な判断の具体的指針となるような考え方を提示する。

日米仏における警察の刑事的介入の実態調査とその法的規律に関する研究に基づき、被害者保護を目的とする加害者の身柄拘束のための警察の逮捕権行使に関して、その適正な限界を提示する。

日米仏の検察における先進的な実践の調査と社会的便益の最大化を志向する公共政策の観点から検察官の訴追裁量の統制を論じる理論的研究に基づき、日本においても、検察官の訴追裁

量権の柔軟な活用を進めながら、被害者の負担を軽減しつつ、訴追裁量権行使の適正を担保するためにはどのような統制のあり方が望ましいかについて検討し、具体的な提言を行う。

#### 4．研究成果

実務家との共同研究体制のもと、国内の児童相談所・警察・検察における児童虐待対策の実態調査を進めたほか、仏国立高等司法安全研究所での調査、米国オレゴン州、テネシー州、カリフォルニア州の実務家らとの調査カンファレンスを実施した。それらの調査データの分析に基づき、課題状況の整理を行ったうえで、各論点について理論的検討を加え、幾つかの具体的な提言を行った。それらは、共同研究として学会報告し、また、論文にて公表した。

概要は以下の通りである。

##### (1) 多機関連携のあり方について

資源の効率的な配置という観点から、多機関連携のあり方を見直すべきである。具体的には、事案の多様性に応じた MDT（多職種専門家チーム）による初期対応体制の構築が必要である。全ての通告に対していわゆる 48 時間ルールを実施するのは非効率だから、通告事案のトリージを行うべきである。実力行使を必要とする緊急事態においては、福祉機関へ強制的権限を付与・強化するよりも、警察の立入り権限を拡張することで対応したほうがよい。機関同士の情報共有のため個人情報保護法制の一元化が必要である。機関相互および対象者との信頼関係構築に支障が生じ対応が妨げられる事態を回避するため、検察官が、刑事政策の現場ディレクターとして、大局的な観点から児童虐待事案における処分の方針を決定し関係諸機関をコーディネートするかたちで、問題解決型の刑事司法トラックを設計する必要がある。

また、多機関連携において構造的に生じる福祉機関と刑事司法機関の間の指導原理の衝突・調整問題においては、指針となり得る基本的な考え方として、子どもの最善の利益・福祉を第一に考えるべきである、問題解決のための負担・責任は第一義的に加害者が負うべきである、加害者の権利保障は弱めてはならない、多機関連携は包括的な問題解決に不可欠である、の 4 つを据えたうえで、競合する善の最適な組み合わせを探索するというアプローチをとるべきである。

##### (2) 警察・検察の刑事的介入のあり方について

起訴裁量の柔軟な活用による問題解決を図る実務に対応し訴追裁量指針を整備する必要がある。逮捕制度を利用して被虐待児童から加害者を引き離す法運用に代わりうる行政上の退去命令手続を整備するべきである。

##### (3) 性的虐待事案に対する適正な刑事的介入と被害者の負担軽減について

当初想定していた上述の各論点に加え、多分野の実務家へのヒアリングを通じて、刑事手続上の被害者の負担と起訴の際の訴因における被害日時特定の要求が大きなハードルとなって、被害の甚大な性的虐待事案においても刑事的介入が断念されていることが特に深刻な喫緊の課題として明確になったため、この点についての検討をさらに進め、以下の結論を得た。

重大事案への適正な刑事的介入と虐待被害児の刑事手続上の負担軽減を図るため、日本の司法制度に即した司法面接ガイドラインとプロトコルの策定が必要である。親密圏内事案の特殊性を考慮すれば、有罪立証のために被害日時特定を要求する必要は乏しい。司法面接結果を実質証拠として活用することが望ましい。その際、被虐待児に特別の配慮が必要であることを

ふまえ、証人審問権保障との関係も整理する必要がある。

これらの研究成果は、児童虐待事案の特殊性に着目し、子どもの最善の利益の観点から、刑事司法分野において従来注目されてこなかった多機関との連携、警察・検察段階での刑事的介入のあり方に検討を加えた点に学術的意味がある。

また、実務家との共同研究体制のもと、児童虐待対応の最前線の実態調査に基づき、多機関連携における構造的問題の核心を明確にしたうえで、理論的な分析を加え、課題解決へ向けた具体的な指針を提言として示した点は、現在の実務において大きな障害となっている事態の是正に向けた理論面からの貢献となり得るものであり、学術的意義に加え社会的意義も大きいと考える。既に、本研究の成果とも呼応するかたちでこの分野における実務上の新たなプロジェクトが活発化しており、今後の社会実装へ向けた貢献も期待できる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 増井敦	4. 巻 8号
2. 論文標題 児童虐待事案における刑事手続の現状と課題 子どもの最善の利益に資する多機関連携システムをデザインする視点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会安全・警察学	6. 最初と最後の頁 53-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 70巻4号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第15回）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 46-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 70巻6号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第16回）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 21-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 70巻8号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第17回）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 47-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 70巻9号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方(第18回)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 62-71
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 増井敦	4. 巻 60巻1=2=3合併号
2. 論文標題 共同研究の趣旨・問題意識(特集 児童虐待事案における刑事的介入と多機関連携のあり方)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 60巻1=2=3合併号
2. 論文標題 児童虐待への刑事的介入と多機関連携: 公共政策としての刑事司法の観点から(特集 児童虐待事案における刑事的介入と多機関連携のあり方)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 20-33
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 65巻7号
2. 論文標題 刑事学の方法と課題(第16回)公共政策としての刑事司法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 114-119
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲谷龍彦	4. 巻 65巻9号
2. 論文標題 刑事学の方法と課題(第17回)予防的刑事司法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 114-119
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博、小西聖子、松浦賢長、片岡笑美子、赤羽史子、新恵里、増井敦	4. 巻 7号
2. 論文標題 シンポジウム「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会安全・警察学	6. 最初と最後の頁 45-100
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 69巻4号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方(第6回)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 52-62
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 69巻5号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方(第7回)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 71-81
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 69巻6号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第8回）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 80-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 69巻8号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第9回）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 78-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 69巻9号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第10回）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 109-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 69巻10号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第11回）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 100-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 田村正博	4. 巻 69巻11号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第12回）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 47-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第13回）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 45-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 70巻2号
2. 論文標題 親密圏内事案における警察の介入のあり方（第14回）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 捜査研究	6. 最初と最後の頁 48-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 21巻3号
2. 論文標題 警察と児童相談所との連携について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 子どもの虐待とネグレクト	6. 最初と最後の頁 280-286
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村正博	4. 巻 6
2. 論文標題 社会安全・警察学研究所のこれまでの活動の成果（報告を兼ねて）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会安全・警察学	6. 最初と最後の頁 3-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 増井敦	4. 巻 6
2. 論文標題 シンポジウム「児童虐待対応のための警察と福祉の対話をめざして」：ワークショップ 子どもの報告を支援するにはどうするか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会安全・警察学	6. 最初と最後の頁 73-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田村正博、新恵里
2. 発表標題 DV被害者相談における警察と民間被害者支援組織の比較分析～仮想事例調査とその言語分析を中心として
3. 学会等名 日本被害者学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 増井敦、稲谷龍彦、久保健二、三原恵、赤塚里美
2. 発表標題 児童虐待事案における刑事的介入と多機関連携のあり方
3. 学会等名 日本刑法学会関西西部会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田村正博
2. 発表標題 児童相談所と警察の連携のあり方
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 田村 正博	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京法令出版	5. 総ページ数 527
3. 書名 警察行政法解説	

1. 著者名 吉開 多一、小西 暁和、田村正博ほか22名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 564
3. 書名 刑事政策の新たな潮流	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	稲谷 龍彦  (INATANI Tatsuhiko)  (40511986)	京都大学・法学研究科・教授    (14301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	田村 正博  (TAMURA Masahiro)  (70546093)	京都産業大学・法学部・教授    (34304)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関